

組合よりのお願い

●建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要です。

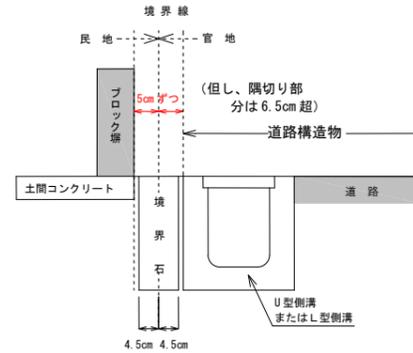
- ・ 土地の形質の変更
- ・ **建築物**その他の工作物（**ブロック塀、擁壁、カーポート等**）の新築、改築、増築
- ・ 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

●門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル**民地側となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



●仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をしていただき、原則中2日後の発行となります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●土地・建物の売買をするときは、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、協会へ相談のうえ、行ってください。

●権利の届出をしてください。（定款第66条及び68条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から***代表者1人を選任**して組合に届け出てください。

※代表者は1人を選任：共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されないと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

●民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先（組合事務局）

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
〒338-0002 さいたま市中央区下落合2-18-6
<http://saitama-kukaku.jp/>

管理課 048-823-5221（資金管理・換地に関すること）
補償課 048-823-5226（補償に関すること）
工事課 048-823-5227（工事に関すること）

区画整理だより

令和4年5月

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合
理事長 備藤松夫

新緑の候、皆様にはますますご健勝の事と存じます。いつも区画整理事業にお力添えにあずかり誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。

今号の区画整理だよりでは、令和4年度収支予算及び定款の一部変更についてご報告させていただきます。

事業を進めていくためには、みなさまの一層のご理解、ご協力が必要となりますので、今後ともよろしくお願い致します。



●定款の一部変更について

令和4年2月24日に開催されました第2回総代会において、定款の一部変更が議決されましたので、ご報告します。

変更前	変更後
(公告の方法) 第68条 この組合の公告は、 <u>さいたま市の掲示場及び理事長の指定する場所に掲示して行う。</u>	(公告の方法) 第68条 この組合の公告は、事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場に掲示してするものとする。 ※変更前の下線部を変更

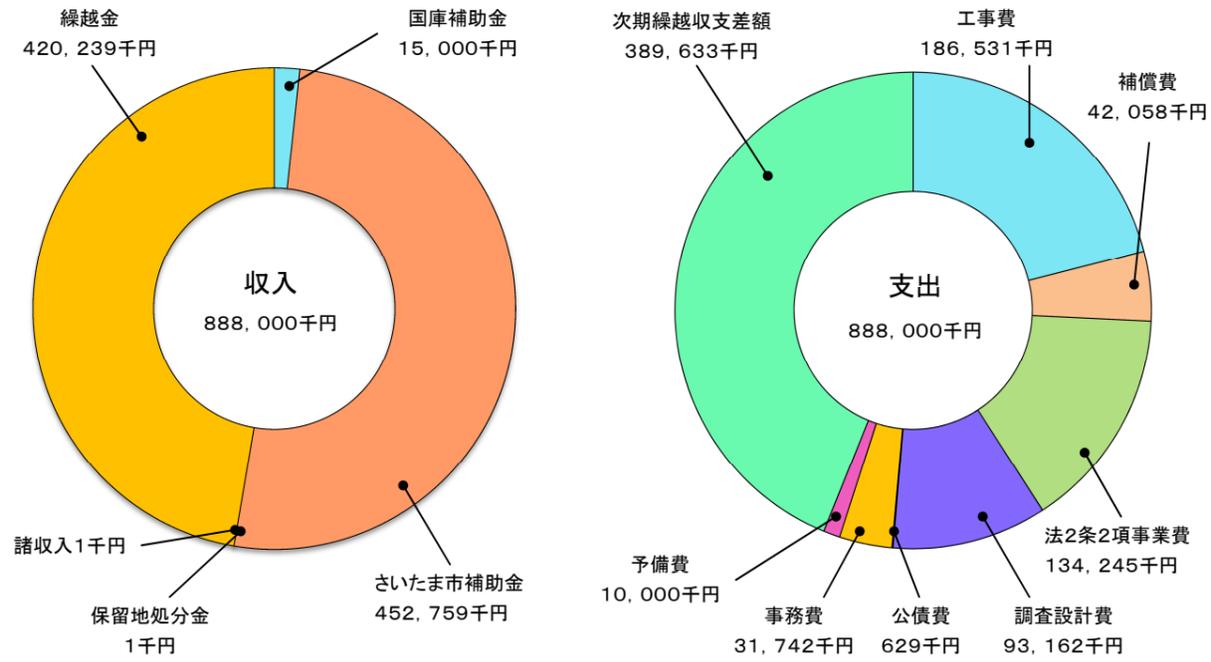
●令和4年度事業概要

種別	内容
工事	大門中野田線道路築造工事、区6-54号線外道路築造工事等
	97街区外造成工事等
	電柱移設工事
補償	工作物等移転補償
法2条2項事業	上水道管布設工事
調査設計	道路詳細設計業務、調整池実施設計業務、上水道管設計業務、選挙人名簿作成業務委託、建物等調査積算業務委託等

令和4年度収入支出予算

令和4年2月24日に開催されました総代会において令和4年度収入支出予算が議決されました。国庫補助金、さいたま市補助金等の収入を財源とした予算計上をおこない、道路築造工事、造成工事、道路詳細設計業務等の支出を予定しております。

施工箇所については、次頁（令和4年度工事施工予定箇所図）をご覧ください。



令和4年度収支内訳について

項目		予算額 (千円)	摘要
収入	国庫補助金	15,000	
	さいたま市補助金	452,759	
	保留地処分金	1	
	諸収入	1	
	繰越金	420,239	
収入合計		888,000	
支出	工事費	186,531	・道路築造工事、造成工事、電柱移設工事等
	補償費	42,058	・工作物等移転補償
	法2条2項事業費	134,245	・上水道管布設工事
	調査設計費	93,162	・道路詳細設計業務、調整池実施設計業務、建物等調査積算業務委託等
	公債費	629	・借入金利子
	事務費	31,742	
	予備費	10,000	
	次期繰越収支差額	389,633	
支出合計		888,000	

令和4年度工事施工予定箇所図

